

社会福祉法人

みんななかま 役員・評議員及びその他委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんななかまの役員・評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 1 役員が理事会に出席した時、評議員が評議員会に出席した時は別表1及び別表3により、報酬及び会議のための交通費を支払うことができる。
2 監事はその職務である監事監査を行った際、その監査のための報酬および交通費を支払うことができる。

(渉外・交渉等のため必要の会議・式典等への出席)

第4条 役員・評議員及びその他委員が、行政・施設団体関係との交渉にあたるため、当該の会議や、式典等に出席した場合はにつき、別表2及び別表3により報酬および出席のための交通費を払うことができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員にはこの規程を適用しない。
また、法人の役員の法人用務による旅行・出張に関する交通費は、役員（理事・監事）旅費規程を適用することとする。
また 同一の会議において兼務している役員・評議員についての手当てはこれを支給しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する場合には評議員会の議決を経なければならない。

附則 本規程は平成17年10月28日より施行する。

本規程改正 平成25年3月29日

この規定は、平成29年6月16日より施行する。 文言の一部変更による

別表1

会議名	報酬
理事会	1000円
評議員会	1000円

別表2

	報酬
会議・式典	1000円 または経費実費

別表3 交通費の基準（往復あたり）

交通手段	金額
公共交通機関利用の場合（タクシー含む）	実費支給
自家用車等	移動距離（キロ）に15円を乗じた金額及び、 有料道路を通行した際に生じた金額
その他	その都度協議を行い決定する